

刈谷市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月14日

刈谷市長 稲 埼 武

刈谷市規則第47号

刈谷市契約規則の一部を改正する規則

刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第26条中「契約書」の次に「(契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第46条第1項並びに第47条第1項及び第2項中「関係書類」の次に「(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

第54条第1項中「(昭和27年法律第184号)」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 契約者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該前払金の保証に関する契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、当該契約者は、市長に当該保証証書の寄託をしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第54条第4項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

刈谷市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月14日

刈谷市長 稲 埼 武

刈谷市規則第48号

刈谷市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

刈谷市建築基準法施行細則（昭和56年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第7項中「第5項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第6項を第8項とし、第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

3 政令第137条の12第11項の規定による認定の申請に係る省令第10条の4の2第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。

(1) 省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図

(2) 省令第1条の3第1項の表2に掲げる既存不適格調書

(3) その他市長が必要と認める図書

4 政令第137条の12第12項の規定による認定の申請に係る省令第10条の4の2第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。

(1) 省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図

(2) 省令第1条の3第1項の表2に掲げる既存不適格調書

(3) その他市長が必要と認める図書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。